

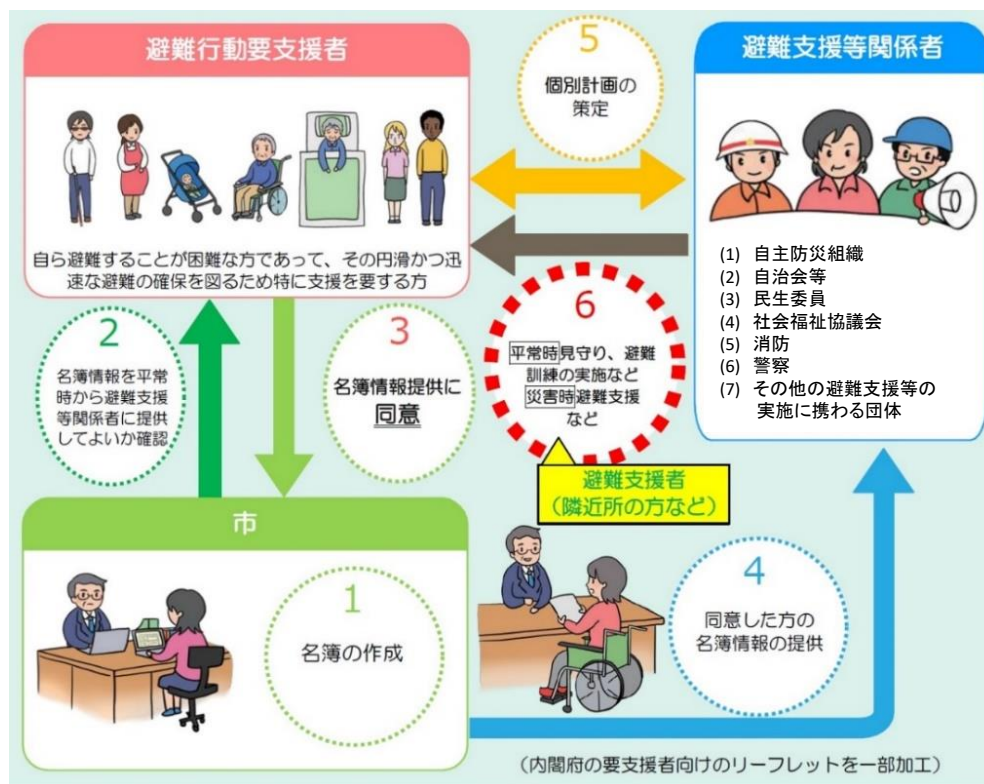
避難行動要支援者支援制度のお知らせ

市では、災害が発生したとき、自力での避難が難しい高齢者や障がい者の方など（「避難行動要支援者」といいます。）を地域において支援する取組みを強化するために、『避難行動要支援者名簿』を作成しています。

日頃から、いざという時に備えるために、『避難行動要支援者名簿』に登録しましょう。

避難行動要支援者支援制度とは

地域における支援を希望される方を、「避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）」に登録し、避難支援等関係者（消防、警察、民生委員、自治会、自主防災組織）に対して、日頃からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導等に役立てます。



避難行動要支援者支援制度の登録対象者

次に掲げる方のうち、災害時に地域や防災関係機関の支援を希望される方で、住所・氏名等の支援に必要な個人情報をも、避難支援等関係者へ提供することに同意された在宅の方です。

（施設・病院に入所・入院されている方は対象になりません。）

避難行動要支援者支援制度の登録対象者

- ① 高齢で家族の支援が難しい方
- ② 介護保険の要介護認定者
- ③ 障がいをお持ちの方
- ④ その他災害時に支援を必要とする方 など

手続きの方法

「避難行動要支援者名簿」への登録には、支援を希望される方の**申請が必要**です。

○申請書の提出先

防災安全課、地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、平川・長浦行政センター

※申請書は上記提出先で受け取りができます。(市のホームページからもダウンロードできます。)

登録に必要な個人情報

- ①住所、②氏名、③性別、④生年月日、⑤電話番号、⑥緊急時の家族等の連絡先、⑦避難支援等を必要とする事由、⑧地域支援者

個人情報の提供に関する同意について

避難支援等関係者(消防、警察、民生委員、自治会、自主防災組織)に対して、地域での避難支援に必要な上記個人情報を提供し、災害時等の支援に活用してもらいます。

このため、申請の際には、支援に必要な個人情報を提供してもよいという本人の同意が必要となります。

○地域支援者とは

避難行動要支援者に対し、災害が発生しそうな場合や発生したときに、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行っていただく方です。(あらかじめ地域支援者の同意を得てください。)

※地域支援者が見つからない方は、申請書に未記入でも構いません。

○個人情報の取扱いについて

個人情報については、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外に使用しません。また、名簿の情報を提供する際には、市が個人情報の取扱いについて関係者に説明を行います。

お願い

災害時には市や防災関係機関が、避難広報など、さまざまな災害支援活動を行います。しかしながら、地震等の大規模災害時には、これら公的機関による活動にも限界があり、地域住民の助け合い(=共助)が被害を最小限に抑える大きな力になります。

避難行動要支援者支援制度は、いざという時のために、避難行動要支援者の情報を、普段から地域支援者や避難支援等関係者で共有し、地域の連携を強めるための、地域社会の共助の精神に基づく活動です。

このような趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

注意

避難行動要支援者への支援は、地域支援者や避難支援等関係者による任意の協力であり、**名簿への登録によって、災害時の支援を保証するものではありません**。また、地域支援者及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、責任を負うものではありません。

※施設等へ入所された場合は、自動的に登録が抹消されますのでご注意ください。

お問い合わせ

袖ヶ浦市役所・防災安全課(市役所北庁舎3階)

袖ヶ浦市坂戸市場1-1 ☎0438-62-2119